

職員の服務の宣誓に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

職員の服務の宣誓に関する規程の一部を改正する訓令

職員の服務の宣誓に関する規程（昭和26年岩手県訓令乙第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後								
<p><u>（上級の公務員）</u></p> <p><u>第2条 職員の服務の宣誓に関する条例第2条第1項の任命権者の定める上級の公務員とは、次の各号において欄の左欄に掲げる職にある者については、それぞれ右欄に掲げる職にある者をいう。</u></p> <p><u>（1）本庁勤務職員（部長、局長、副部長、副局長、室長及び総括課長並びにこれらに準ずるものを除く。）</u></p> <table border="1" data-bbox="178 958 794 1093"> <tr> <td>職務の級 3級以上の者</td> <td>所属の部長又は局長</td> </tr> <tr> <td>職務の級 2級以下の者</td> <td>所属の総括課長又はこれに準ずるもの</td> </tr> </table> <p><u>（2）出先機関勤務職員</u></p> <table border="1" data-bbox="178 1146 794 1335"> <tr> <td>出先機関の長（別に指定するものを除く。）</td> <td>所管の部長又は局長</td> </tr> <tr> <td>長以外の職員</td> <td>所属の出先機関の長又はその委任を受けた者</td> </tr> </table> <p><u>2 前項に規定する職務の級は、行政職給料表による職務の級をいい、他の給料表によるこれに相当するものを含むものとする。</u></p> <p><u>（宣誓書）</u></p> <p><u>第3条 宣誓書は、署名の後、総務部長が保管するものとする。</u></p>	職務の級 3級以上の者	所属の部長又は局長	職務の級 2級以下の者	所属の総括課長又はこれに準ずるもの	出先機関の長（別に指定するものを除く。）	所管の部長又は局長	長以外の職員	所属の出先機関の長又はその委任を受けた者	<p><u>（宣誓書）</u></p> <p><u>第2条 職員の服務の宣誓に関する条例第2条第1項の規定により職員から提出された宣誓書は、総務部長が保管するものとする。</u></p>
職務の級 3級以上の者	所属の部長又は局長								
職務の級 2級以下の者	所属の総括課長又はこれに準ずるもの								
出先機関の長（別に指定するものを除く。）	所管の部長又は局長								
長以外の職員	所属の出先機関の長又はその委任を受けた者								
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>									

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。